

練馬区公共施設等総合管理計画 〔実施計画〕

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

練馬区公共施設等総合管理計画 〔追補版〕

〈素案〉

令和5年（2023年）12月

練 馬 区

目次

はじめに

1 実施計画の目的、位置づけ	1
2 実施計画の内容	1
実施計画の見方	2

第1章 施設配置の最適化の推進

1 機能の転換	3
2 統合・再編	3
3 複合化	3

第2章 リーディングプロジェクト

1 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約	5
2 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編	6
3 練馬春日町駅周辺施設の再編	7
4 区有地への民設民営の生活介護事業所等の誘致	8

第3章 区立施設改修・改築等実施計画

1 施設種別ごとの取組	9
(1) 庁舎等	9
(2) 保健相談所	12
(3) 土木出張所、公園出張所	13
(4) 文化・生涯学習施設	14
(5) スポーツ施設	16
(6) 産業振興・勤労者福祉施設、集会施設	18
(7) 子どもと青少年の施設	19
(8) 高齢者福祉施設	24
(9) 障害者福祉施設	27
(10) 地域の施設	29
(11) リサイクルセンター	31
(12) 教育施設	32

2	跡施設・跡地の活用	35
(1)	光が丘第七小学校跡施設	35
(2)	旧 春日町児童館・敬老館	35
(3)	旧 光が丘保管所（再利用家具置場）	36
(4)	旧 シルバー人材センター作業所	36
(5)	田柄第二ストックヤード跡地移転施設	37
(6)	練馬光が丘病院跡施設	37
(7)	旧 石神井町福祉園用地	38
(8)	旧 下田少年自然の家	38
3	外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等	39
(1)	民営化した特別養護老人ホーム・デイサービスセンター等	39
(2)	作業所	40

第4章 委託・民営化実施計画

1	区立施設の管理運営手法の基本的な考え方	41
2	施設種別ごとの取組	42
(1)	子どもと青少年の施設	42
(2)	障害者福祉施設	48
(3)	清掃事務所	51
(4)	教育施設	52
(5)	図書館	53

はじめに

1 実施計画の目的、位置づけ

平成 28 年 10 月に策定した区政改革計画に基づく個別計画として、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。総合管理計画では、区立施設や都市インフラの維持・更新、管理の総合的マネジメント方針を示しました。

区立施設のマネジメントは、単に施設の総量削減、コストの削減を目指すものではなく、社会の状況が大きく変化するなか、長期的な視点に立ち、練馬区の実情に即した望ましい施設の実現を目標としています。

実施計画は、区立施設のマネジメントをハード、ソフトの両面から推進するため、年度別の具体的な取組内容を定めるものです。

令和 4 年 3 月に、令和 4 年度から 5 年度までを計画期間として実施計画を策定し、取組を進めてきました。

本実施計画では、安全性の向上や財政負担の平準化などを基本に優先順位を精査し、令和 6 年度から 10 年度に取り組む内容を整理しています。

2 実施計画の内容

実施計画では、区立施設の維持・更新、委託・民営化に関する年度別計画を明らかにしています。

道路や橋梁等の都市インフラの実施計画は、「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」の「改定アクションプラン（年度別取組計画）」に記載しています。

【実施計画の見方】

取組の概要を紹介しています。

② 地域集会所

春日町地域集会所は、近接する春日町青少年館の改築にあわせて移転し、複合化します。＜リーディングプロジェクト3＞

10年度目標	5年度末 (見込み)	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【春日町地域集会所】 春日町青少年館に移 転し、複合化 [再掲]	方向性の決定	調整	調整	基本設計	実施設計 工事

事業実施課：地域文化部 地域振興課

令和5年12月1日時点の組織名を記載しています。

第2章リーディングプロジェクトに掲載している施設を「再掲」としています。